

資料編

■ 用語集	86
■ 福岡市の環境教育に関する計画等の経緯	94
■ 福岡市環境基本計画（第三次）の概要	95
■ 福岡市環境教育・学習計画（第三次）策定までの流れ（会議開催等）	97
■ 福岡市環境教育・学習計画推進協議会設置要綱	100
■ 福岡市環境教育・学習計画推進協議会委員名簿	102

■ 用語集 (50音順)

用語	解説	掲載ページ
アイドリング	自動車が走っていない時にエンジンをかけっぱなしにすること。不必要なアイドリングをやめれば、車の燃料が節約でき、その分排出ガスが少なくなるので、大気汚染や地球温暖化防止に役立つ。	19、20、84
異常気象	「月平均気温や月平均降水量が過去30年以上の期間に観測されなかったほど偏った天候」を世界気象機関(WMO)では異常気象としている。その原因については明らかではないが、オゾンホール破壊、二酸化炭素の増加による地球の温暖化など、様々な人間活動に伴う環境問題とも深く関わっているのではないかとされている。世界各地で頻発している干ばつ・寒波・洪水などの異常気象は、様々な経済・社会問題をも引き起こしている。	2
エコアクション21 (環境活動評価プログラム)	全ての事業者が、環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドライン。 エコアクション21ガイドラインに基づき、取組みを行う事業者を、審査し、認証・登録する制度がエコアクション21認証・登録制度であり、一般財団法人 持続性推進機構 (IPSuS) が実施している。	35、62
エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取組みによって、地域社会そのものが活性化されていくと考えられる。	79
エコビジネス	環境保全に役立つ商品やサービスの提供、社会経済システムを環境保全型に変えるために必要な技術の開発提供などを行うビジネス。 従来からの公害防止装置のメーカーのように環境負荷を低減する装置を作るビジネス、低公害車、エコロジーグッズなどの環境負荷の少ない製品を製造販売するビジネス、廃棄物処理業、環境調査・コンサルティングなど環境保全に資するサービスを提供するビジネスに加えて、砂漠緑化や下水道整備などの社会基盤を整備するビジネスがある。	34
越境大気汚染	大気汚染の原因物質が、数百、数千kmの遠く離れた発生源から気流に乗って運ばれてくることを長距離輸送といい、特に国境線を越えるものを越境大気汚染という。	2、55

用語	解説	掲載ページ
温室効果ガス	<p>二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素（亜酸化窒素）、フロンなど温室効果をもたらす気体の総称。温室効果とは、地表面から放射され宇宙に逃げていく熱（赤外線）の一部を温室効果ガスが吸収し、再び地表面に放射することにより地表面を温室の中のように暖める効果をいう。</p>	2、40
カーボン・オフセット	<p>自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）の購入や、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクト・活動の実施等により、排出量の全部または一部を埋め合わせること。</p>	41、64
環境影響評価	<p>環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うこと。</p>	13
環境の保全及び創造 （環境保全・創造）	<p>福岡市環境基本条例の目的に掲げられているように、先人から受け継いだ福岡の豊かな環境をより良くしていくとともに、次の世代に確実に引き継ぐため、公害の防止や快適環境の創造、自然環境の保全、循環型社会の構築、地球環境保全などに係る様々な施策を推進すること。</p>	2、8、9、 10、37、56、 58、61、68、 71
環境負荷	<p>人が環境に与える負担のことをいい、単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで環境に悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。</p>	12、23、34、 38、55、70
環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針	<p>「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成24年10月完全施行）に基づき、政府が定める環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針。また、地方公共団体が行動計画を作成する際等に、この基本方針を勘案することとされている。</p> <p>なお、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定める法律である。</p>	5
環境マネジメントシステム	<p>事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく仕組みのこと。</p>	35、36、37、 62

用語	解説	掲載ページ
間伐	<p>植林してある程度育ってから主伐されるまでの間に、繰り返し実施される間引き伐採のこと。</p> <p>間伐を未実施のまま森林を放置すると、林内が暗く、下層植生が消失し、表土の流出が著しく、森林の水源かん養機能が低くなる。また、幹が細長い、いわゆる”もやし状”の森林となり、風雪に弱くなる。</p> <p>間伐を適切に実施することで、林内に適度に光が射し込み、下草などの下層植生が繁茂しているため、水源かん養機能や土砂流出防止機能が高くなるとともに、生物多様性が維持される。また、幹が太く、生育が良くなり、風や雪にも折れにくい。</p>	41
気候変動	<p>気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因がある。近年では地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多く、気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されている。</p>	2、78
希少種	<p>一般には、固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種。</p>	26、48
共生	<p>「人間と自然との共生」といった環境保全上の文脈で使われるとき、自然と人間がともに調和的に共存、共栄して存続することを意味する。平成12年に策定された国の環境基本計画(第二次)では、自然の保護又は整備を通じて社会経済活動と自然環境を調和させることと定義しており、平成24年に策定された環境基本計画(第四次)においても、長期的な目標として引き継がれている。</p>	3、4、11、12、13、51、56、66、75、83
グリーン購入	<p>製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。</p>	23、40、64
グリーン購入ネットワーク	<p>グリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体等の緩やかなネットワークと情報発信の組織として平成8年に設立。</p> <p>商品の製造者に環境配慮型製品の開発・供給のインセンティブを与え、環境保全型商品の市場創出、ひいては持続可能な社会経済づくりに寄与するため、グリーン購入に必要な情報の収集・提供、ガイドラインづくり、意識啓発など、企業・行政機関・消費者の自主的なグリーン購入の取組みを支援するとともに、それを社会一般にアピールしている。</p>	40
黄砂	<p>東アジアの砂漠域や黄土地帯から強風により大気中に舞い上がった黄砂粒子が浮遊しつつ降下する現象。黄砂が輸送される過程で、大気汚染物質の発生が多い地域を通過する場合、これら大気汚染物質とともに飛来することもある。</p>	2、70

用語	解説	掲載ページ
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー。	2、27、38、40、41、43、44、46、48、55、64、70、84
里山 (里地里山)	奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念。	24、26、30、37、77、78、
酸性雨	化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが、大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられる、pHの低い雨・霧・雪など(湿性沈着)及びガスやエアロゾルの形態で沈着するもの(乾性沈着)の総称。	4
(事業者の)社会的責任	事業者の活動に、社会的公正や倫理、環境への配慮を取り入れ、情報公開に努めるなど、ステークホルダー(消費者、従業員、地域社会など)に対し責任ある行動を取ること。	35、36
循環型社会	天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義された。 同法は、循環型社会を構築する方法として、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後までどうしても利用できないものは適正に処分することを徹底することを提示している。	12、27、28、78
省エネルギー(省エネ)	エネルギーの合理化、効率化を図ったり無駄を省いたりすることで節約し、エネルギーの消費を減らすこと、あるいはそうした運動をさす概念。限りある資源を大切に使うこととあわせて、近年は地球環境の悪化を防ぐための手段として普及啓発されている。特に、化石燃料の枯渇や使用に伴う気候変動への影響など、省・化石燃料を意味する概念として用いられる場合が多い。	23、27、29、30、35、37、38、43、44、45、46、48、55、62、64、65、69、70、84
省資源	資源を節約すること。製品の設計開発段階では、効率的な資源活用の工夫をしたり、原材料にリサイクル素材を使ったりすることが求められる。生産段階では、資源の投入量を減らしたり、生産工程から出る廃棄物を減らすことが必要となる。無駄なものを買わず、ものを長期間使うことが省資源につながる。	38、43、44、46、65、70

用語	解説	掲載ページ
小水力発電	厳密な定義はないが、出力10,000kW～30,000kW以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多い。また、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」では出力1,000kW以下の水力発電を「新エネルギー利用等」の対象の1つに定めており、このような比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶこともある。	31、41、49
新エネルギー	自然エネルギー（太陽、風力、地熱、海洋など）や合成燃料（メタノール、石炭ガス化など）、水素エネルギーなどの総称。新エネルギーシステム（燃料電池、廃棄物発電など）を含む場合もあり、環境制約や環境への負荷が少なく、その導入促進が求められている。	62
スローフード	早さと画一性を売り物とするファーストフードに対し、「地産地消」による郷土料理や地域に根ざした質の高い食品や食文化を守ることを目指すもの。（→地産地消）	51
生態系	ある地域に生息する生物群集と、水や炭素、日光などの無機質な条件の両方と、それらの関係を含むシステムのこと、エコシステムともいう。生物や物質の存在だけでなく、食う・食われるの関係や日光をめぐっての競争などの生物どうしの関わりや、生物が気温や降水量に影響を与えるなどの生物と環境の関わりなどをあわせていう。	5
生物多様性	生態系の多様性、生物種の多様性、種内の遺伝子の多様性の三つをあわせて生物多様性という。 生態系の多様性とは、様々なタイプの生態系が存在するという一方で、他の二つの多様性の基盤として、その重要性が指摘されている。 生物種の多様性とは、多くの種が存在するという一方で、環境の変動に対する安定性や、遺伝子資源としてその重要性が指摘されている。 遺伝子の多様性とは、同種の生物であっても、遺伝子レベルで様々な変異があることで、環境の変動に対する安定性や、薬品開発や作物の品種改良等に役立つ遺伝子資源としてその重要性が指摘されている。	2、44、46、71、72、78、83
大気汚染物質	地球を取り巻いている大気は窒素と酸素を主成分にしてこれに数多くのガス状、粒子状等の微量成分が含まれている。大気汚染物質とは、この微量成分の中で、人、動植物、生活環境にとって好ましくない影響を与えるものといえる。 具体的な大気汚染物質には、環境基準が定められている二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、トリクロロエチレン等がある。この他、大気汚染防止法（昭和43年制定）により固定発生源からの排出が規制されている硫酸化物、窒素酸化物、ばいじん、カドミウム、塩素、鉛、塩化水素、フッ化水素等の「ばい煙」、鉱物等の堆積場から飛散する「一般粉じん」、「特定粉じん」であるアスベスト、「特定物質」として定められているベンゼンなど、また、移動発生源からの排出が規制されている一酸化炭素、炭化水素、粒子状物質なども該当する。	2、69

用語	解説	掲載ページ
地域環境力	地域において地域資源の把握と主体間の連携を行うことにより、地域が一つの方向性(目標)を共有し、地域における各主体が、より良い環境、より良い地域をつくっていかうとする意識・能力が高まることによって得られる、地域全体としての取り組み意識や能力の高まりのこと。	10、13、42、54、
地域通貨	国が発行するマネー(国民通貨)に対して、地域住民自身が発行するのが地域通貨で、エコマネーともいわれる。 貨幣経済における通貨には交換性、市場性、貯蓄性が求められるが、地域通貨は、地域の助け合いを促すために、交換可能な限定された場所において使うことを目的とし、利息がつかず貯蓄性がないことが特徴的で、価値の交換から善意の交換手段で敬老の日に孫が贈る肩たたき券などが原型。	27
地球温暖化	温室効果ガスの濃度が増加して大気や地表にとどまる熱が増え、地球の気温が上昇していくこと。(→温室効果ガス)	2、3、4、24、28、39、55、63、77
地産地消	「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。	31、55
地熱発電	自然が有する地下の熱源(熱水、高温蒸気)を利用し、発電する方法。新エネ法による新エネルギーのひとつであり、再生可能エネルギーの一つ。	38、39
低公害車	既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。地球温暖化、地域大気汚染の防止の観点から、世界各国で技術開発、普及が進められている。	40、62
電気自動車(EV)	電気エネルギーで走行する自動車。動力装置は、電気モーター、バッテリー、パワーコントロールユニット(動力制御装置)から構成される。走行中にまったく排気ガスを出さず、騒音も少ない。水力や風力による電源を組み合わせると地球温暖化対策にも効果的である。	55
燃料電池	天然ガスなどから取り出した水素と空気中の酸素を反応させることによって直接電気を発生させる装置で、発電過程で大気汚染物質である窒素酸化物等を排出しないクリーンなエネルギー。コージェネレーションシステム(熱電併給システム)を含む。家庭用燃料電池(エネファーム)や産業用・大型業務用燃料電池が市販化されている。	64

用語	解説	掲載ページ
燃料電池自動車 (FCV)	燃料電池を搭載し、燃料電池により発電した電力で走行する自動車。自動車用燃料電池では、燃料として水素が用いられ、水素と酸素を触媒により結合する過程で電気を発生させる。エネルギー利用効率が高く、排出ガスがクリーンであり、また、圧縮水素はエネルギー貯蔵効率が高いため、一回充填当たりの走行距離は化石燃料使用の従来車と同等である。	64
バイオマス (バイオマス発電)	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃焼化などのエネルギー利用などもある。	41
ヒートアイランド現象	都市活動におけるエネルギー消費の増大や人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、緑地の減少などにより都心部の気温が上昇し、郊外に比べて高くなる現象。等温線を描くと都心部が島のようになることから、ヒートアイランド(熱の島)といわれる。	44、46
CO ₂ (二酸化炭素)	<p>常温常圧では無色、無臭の気体で、水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示す。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。</p> <p>赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、地球の平均気温を15℃前後に保つのに寄与してきた。しかし、大気中の濃度の増加が温室効果を促進するおそれがあるとして、石油などの消費に伴う発生量の抑制対策、森林による吸収源対策、固定化技術の開発などが進められている。</p>	2、27、41、62、78
ESD	Education for Sustainable Development(持続可能な開発のための教育)。環境の保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めていくことを実現するために、私達一人ひとりが日常生活や経済活動の場で世界の人間や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育。	4、5、13
HEMS	<p>Home Energy Management System(ホームエネルギーマネジメントシステム)。家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのこと。家庭の省エネルギーを促進するツールとして期待されている。</p> <p>制御機能には、遠隔地からの機器のオンオフ制御や、温度や時間などによる自動制御がある。</p> <p>表示機能は、機器ごとのエネルギー消費量などをパソコン、テレビ、携帯電話の画面などに表示するほか、使用状況に応じた省エネアドバイスを行うなどの機能を併せ持つものもある。</p>	70

用語	解説	掲載ページ
ISO14001	<p>ISOは国際標準化機構（ISO:International Organization for Standardization）の略称で、昭和22年に設立された世界共通の規格、基準などの設定を行う民間組織であり、ISO14001シリーズはISOが定めた企業等の環境管理システムの規格。</p> <p>ISO14001シリーズとしていくつかの規格があるが、ISO14001（環境マネジメントシステム規格）が認証登録制度となっている。ISO14001の認証の取得は、環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になる。</p>	35
ISO50001	<p>ISOは国際標準化機構（ISO:International Organization for Standardization）の略称で、昭和22年に設立された世界共通の規格、基準などの設定を行う民間組織であり、ISO50001は組織のエネルギーパフォーマンスを可視化し、その改善によるコスト削減を実現するための国際規格。</p>	35
LED照明	<p>発光ダイオード（LED）を使用した照明器具。青色発光ダイオードが開発されたことで、平成8年に一般照明用LEDが実用化された。</p> <p>白熱灯や蛍光灯に比べて高価格ながら、長寿命で電力消費も低いため、省エネルギーを目的に導入促進がされ、自治体等による購入補助なども実施されている。また、事業者によって店舗や工場等の照明をLED照明に切り換えて消費電力の低減につなげる事例も多い。従来の照明具に比べて配光制御にすぐれ、光の利用効率が高められるのが特長。点滅や調光も容易で、LED照明の普及によって照明分野における省エネルギーは加速度的に進むことが期待されている。</p>	38
NPO	<p>政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、医療・福祉、環境、国際協力・交流など社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体。法人格を持たない団体、ボランティア団体を含む。</p>	9、10、11、 24、27、47、 49、51、58、 64、65、71、 73、77、79
PM2.5	<p>大気中に浮遊する粒子状物質であって、主に粒径が$2.5\mu\text{m}$以下の粒子をいう。PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器・循環器系への影響が心配されている。</p>	2、70、79

※一部の用語を、平成26年度版環境白書（環境省）及びEICネット（一般財団法人 環境イノベーション情報機構）などから引用しています。

■ 福岡市の環境教育に関する計画等の経緯

環境教育に関する計画等	福岡市総合計画
	◆昭和62年10月 福岡市基本構想
◆平成4年6月 環境にやさしい都市をめざす福岡市民の宣言 (ふくおか環境元年宣言)	
◆平成4年12月 環境にやさしい都市をめざす福岡市民の行動計画	
◆平成8年9月 福岡市環境基本条例	◆平成8年8月 第7次福岡市基本計画
◆平成9年3月 福岡市環境基本計画	◆平成9年4月 第7次福岡市基本計画の第1次実施計画
◆平成10年3月 福岡市環境教育・学習計画	
	◆平成13年3月 第7次福岡市基本計画の第2次実施計画
◆平成14年12月 新・環境にやさしい都市をめざす福岡市民の行動計画	
	◆平成15年3月 福岡市新・基本計画(第8次基本計画)ー全市編
	◆平成16年3月 福岡市新・基本計画(第8次基本計画)ー区基本計画
	◆平成16年6月 政策推進プラン (第8次福岡市基本計画の第1次実施計画)
◆平成18年7月 福岡市環境基本計画(第二次) 福岡市環境教育・学習計画(第二次)	
	◆平成20年6月 政策推進プラン (第8次福岡市基本計画の第2次実施計画)
	◆平成24年12月 福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画
◆平成25年3月 福岡市新世代環境都市ビジョン	◆平成25年6月 政策推進プラン (第9次福岡市基本計画の第1次実施計画)
◆平成26年9月 福岡市環境基本計画(第三次)	
◆平成27年9月 福岡市環境教育・学習計画(第三次)	

■ 福岡市環境基本計画（第三次）の概要

「福岡市環境基本条例（平成8年福岡市条例第41号）」に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱を定める計画です。環境や社会経済状況等の変化に対応するため、平成26年9月に第三次計画を策定しました。

1 計画の枠組み

(1) 位置づけ

「福岡市環境基本条例」第7条に基づく環境基本計画であると同時に、「福岡市基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」と並んで、環境分野における部門別計画・指針等の上位計画として位置づけられるものです。

(2) 計画の対象地域

福岡市全域を対象地域としますが、複雑・多様化し、地理的・空間的に広がりをもつ環境問題に適切に対応するため、福岡都市圏や九州・アジアなども視野に入れています。

(3) 計画期間

21世紀全体を見据えたまちの姿を描きつつ、2024（平成36）年度までの取組みの方向性を定めています。

2 計画がめざすもの

(1) めざすまちの姿

福岡市は、北に博多湾や玄界灘、南に脊振・三郡山系など海と山に囲まれ、これらが多々良川や室見川など幾筋もの川がつなぐ、豊かな自然に恵まれたまちです。

この恵まれた自然の中で、アジアをはじめ世界中から様々な人や物が行き交う、賑わいと活気あふれる都市として栄え、文化を築き上げてきました。

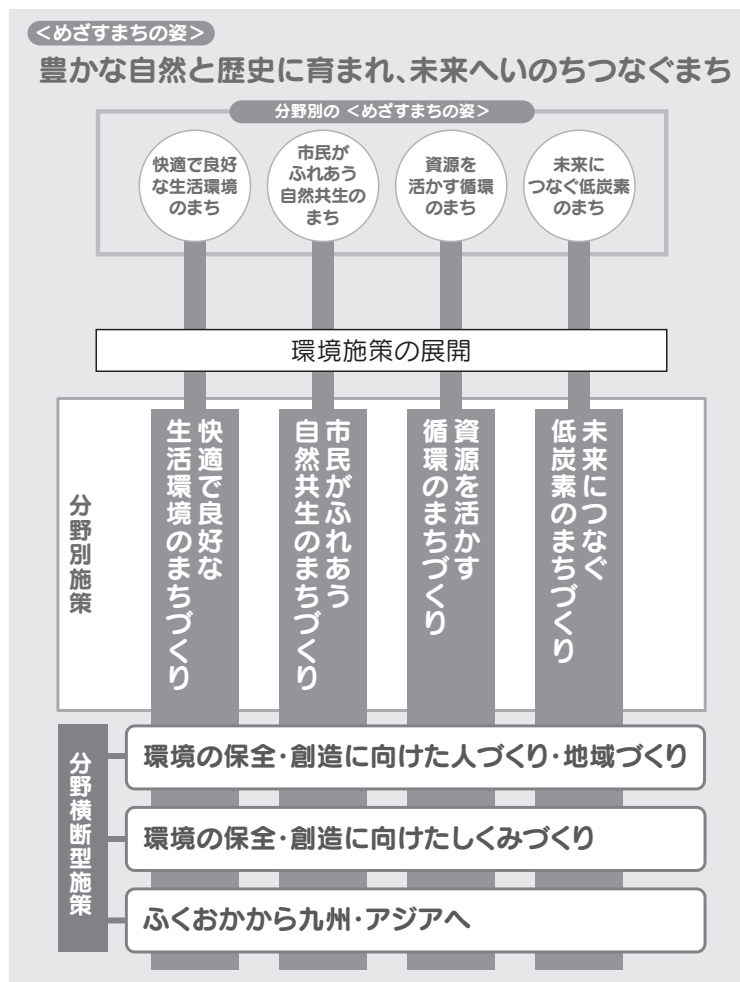
しかしながら、都市の発展とともに、利便性と物質的な豊かさを求めて資源やエネルギーを消費してきた結果、私たちの日常生活や事業活動は、地球温暖化や大気、水質等の汚染といった、環境への負荷をもたらしました。

私たちの健やかで快適な暮らしや文化は、先人から受け継いだ豊かな環境がもたらす恵みのもとに成り立っており、私たちは、この豊かな環境を大切に守り育て、将来の世代へ引き継いでいく責務があります。

この責務を果たすため、市民・事業者・行政などあらゆる主体が、地域や学校、職場などあらゆる場面において協力・連携し、環境への負荷の低減に努めなければなりません。

これらを踏まえ、私たちは、豊かな自然と人びとが調和し、持続的な発展が可能なまちの実現に向け、めざすまちの姿として「豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち」を掲げ、取組みを進めていきます。

(2) 環境施策の分野別のまちの姿



計画の構成	
<p>計画策定の趣旨</p> <p>計画の枠組み</p> <p>第1部 環境基本計画がめざすもの</p> <p>第1節 めざすまちの姿</p> <p>第2節 環境施策の分野別のまちの姿</p> <p>第2部 環境施策の展開</p> <p>第1章 分野別施策の展開</p> <p>第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり</p> <p>第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり</p> <p>第3節 資源を活かす循環のまちづくり</p> <p>第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり</p>	<p>第2章 分野横断型施策の展開</p> <p>第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり</p> <p>第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり</p> <p>第3節 ふくおかから九州・アジアへ</p> <p>第3部 計画の推進</p> <p>第1節 推進体制</p> <p>第2節 指標による進行管理</p> <p>資料編</p>

■ 福岡市環境教育・学習計画（第三次）策定までの流れ（会議開催等）

1 本計画策定に関する審議経過

年 月 日	協議会等	内 容
平成25年2月10日	福岡市環境教育・学習計画推進協議会	計画策定について（進め方）
平成26年9月29日		第二次計画の検証について
平成26年12月1日		計画骨子の検討について
平成27年3月23日		計画の素案について
平成27年5月21日		
平成27年7月8日 ～8月7日	原案の公表（パブリック・コメント手続き）	原案に対する市民意見募集
平成27年7月23日	福岡市環境審議会	計画の素案について
平成27年8月24日	福岡市環境教育・学習計画推進協議会	計画の最終案とりまとめについて

2 第二次計画の検証結果

第二次計画の検証及びそれに伴う福岡市環境教育・学習計画推進協議会委員の意見をもとに課題等を整理した。

第三次計画の位置づけに関して

- 関連計画等（国の「環境教育等による環境保全の取組みの促進に関する法律」及び福岡市の「第三次福岡市環境基本計画」）との整合性を図ることが必要。
- ESD（持続可能な開発のための教育）の視点が必要。
- 福岡市の特性（年齢構成的変化、転入者が多い等）を捉えた施策が必要。

計画内容に関して

■ 現行計画における施策の基本的方向に関して

課題については一つの基本的方向に収まるものではなく、複数の基本的方向に重複して関係するものであるが、ここでは、主に関連する基本的方向に沿って整理している。

基本的方向1 【環境保全活動への参加促進】

- 環境に対する意識は以前と比べて高まっているが、行動する人としない人で二極化している。
- 環境問題を身近なものとして捉えられていないため、日々の暮らしと環境問題の関わりへの気づきにつなげる工夫が必要。

基本的方向2 【人材育成】

- 公民館・事業者等が活用できるコーディネーターやNPOの専門家の育成、学校の教員が環境を学ぶ場の提供など、あらゆる主体において人材を育成していくことが重要。
- 環境教育ができる人材のリストを作るだけでなく、活用される工夫が必要。

基本的方向3 【環境教育プログラムの充実】

- 小・中学校での環境教育を超えて、高校生・大学生・社会人に対応したプログラムの充実が必要。
- 感性に訴えるプログラムの充実は引き続き重要。

基本的方向4 【情報提供】

- 情報が溢れ過ぎて、反って環境に関する情報に触れる機会が少なくなっている。
- 総合相談窓口設置の必要性の検討。複数のニーズを満たすことができれば「総合窓口」でなくてもよいので、NPOや学校等が連絡を取り合える場の検討が必要。

基本的方向5 【施設連携】

- 環境教育・学習の施設として活用が促進されるよう、学校や事業者等との連携などきっかけ作りが必要。

基本的方向6 【市民団体の活動支援】

- 情報発信が不十分なため、人材の不足や活動に対する認知の低さの要因となっている。
- 環境活動を広げる機会や会議・研修等の場が十分でない。

基本的方向7 【事業者の活動支援】

- 他の主体との連携を推進する取組みが必要。
- 環境活動や環境教育を行う人材が不足している。

基本的方向8 【市民団体・事業者等との共働】

- NPOや事業者等のノウハウを活用するとともに、引き続き多様な主体が参加し環境教育・学習を推進していくための意見交換の場が必要。

基本的方向9 【学校における環境教育・学習の推進】

- 全ての子どもに対し、自分が暮らしている環境に目を向けさせる学校教育の推進。
- NPOや事業者等が有するプログラムの提供をはじめ、小学校等の教員が環境について体系的に学ぶことができる場を作るための施策の検討が必要。
- 環境教育を行うにあたり、教員が相談できる場所がない。
- 環境教育・学習を通して、社会性を身につけ、人として成長していくという視点が必要。

基本的方向10 【各主体の共働・連携】

- 市民団体、事業者、学校、行政等各主体の共働・連携が十分でないため、更なる共働・連携の推進が必要。
- 環境への取組みを「点」で行っており、その点が結ばれて「線」になっていないため、全体として環境に対する想いや実践力が上がっていない。

■成果指標に関して

- 指標の定量化は困難。環境教育の施策による効果とその他の効果の区別ができない。
- 環境教育・学習の成果は、数値で表そうとすると講座等の参加人数や開催回数等になってしまうが、数値だけでは表せない部分をどう捉えるかが課題。

第二次計画の検証結果<総括>

- 環境に関する市民の意識は高まっており、市民団体や学校、事業者等各主体における環境保全活動も継続して行われているが、各主体の取組みが「点」にとどまっている。
- 各主体の取組みを結び付け、総体的に環境に対する意識や実践力を高めることが必要。
- また、そのために、幅広く環境行動の担い手である人材を育成し、さらに、リーダーやコーディネーターとなる人材の育成と活用が必要である。
- 今後も引き続き第二次計画の視点に基づく取組みを進めるとともに、共働・連携や人材育成への取組みの強化が求められる。

3 パブリック・コメント手続きの概要

○意見募集期間：平成27年7月8日（水）～平成27年8月7日（金）

○閲覧・配布場所：環境局環境政策課、情報公開室、情報プラザ、各区役所情報コーナー・出張所、まもる一む福岡（福岡市保健環境学習室）

○意見提出方法：窓口提出、郵送、ファックス、電子メール

○周知方法：市政だより、福岡市ホームページ、概要版の送付、イベント等での周知

○意見の提出状況：

意見提出数 23通 意見の件数 117件

<内訳>

① 計画全体に関する意見	13件
② 「第1章 計画の策定にあたって」に関する意見	8件
③ 「第2章 環境教育・学習の取組みの視点」に関する意見	18件
④ 「第3章 各主体の関係と現状・課題、そして10年後の姿」に関する意見	37件
⑤ 「第4章 福岡市（行政）の施策の展開」に関する意見	27件
⑥ 「第5章 環境教育・学習の着実な歩みを進めるために」に関する意見	14件

○意見への対応：

意見を踏まえ修正 16件 原案どおり 101件

※「原案どおり」のうち、

- ・同様の趣旨について記載済みのもの 14件
- ・個別の施策の中で検討するもの 56件

■ 福岡市環境教育・学習計画推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 福岡市環境教育・学習計画を市民、事業者及び市が連携して推進するため、福岡市環境教育・学習計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（職務）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 福岡市環境教育・学習計画の推進に関する事項
- (2) 前号に定めるもののほか、環境教育・学習に関し必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者、民間団体の代表者、事業者及び市民のうちから市長が委嘱する者
- (2) 市の職員のうち別表1に掲げる者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は原則として公開とする。
- 3 会議の傍聴にかかる手続その他会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

（部会）

第7条 協議会は、環境教育・学習に関する個別の事項を検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が協議会委員のうちから指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の検討結果を協議会に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

（事務局）

第8条 協議会の事務を処理するため、別表2に掲げる者で事務局を構成する。

- 2 事務局の庶務は、環境局環境政策部環境政策課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成10年8月28日から施行する。
（委員の任期の特例）
- 2 この要綱の施行の日から平成12年8月31日までに委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成12年8月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成11年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1

職 名
環境局環境政策部長
市民局コミュニティ推進部公民館調整課長
教育委員会指導部学校指導課長
教育委員会教育支援部生涯学習課長

別表2

事 務 局
環境局環境政策部環境政策課長
環境局環境政策部温暖化対策課長
環境局環境政策部エネルギー政策課長
環境局環境監理部環境調整課長
環境局保健環境研究所保健環境管理課長
環境局循環型社会推進部資源循環推進課長

■ 福岡市環境教育・学習計画推進協議会委員名簿

分野		氏名	所属
学識経験者		◎ 浅野 直人	福岡大学 名誉教授
		阿部 晶	福岡工業大学社会環境学部 教授
民間団体	環境美化	岩永 真一	特定非営利活動法人 greenbird 福岡チーム 事務局長
	ごみ減量 環境教育	平 由以子	特定非営利活動法人 循環生活研究所 理事長
	自然保護 環境教育	小野 仁	日本野鳥の会福岡 代表
市民		藤野 二郎	福岡市PTA協議会 副会長
事業者		伊藤 優子	イオン九州株式会社 人事総務本部総務部 環境社会貢献グループ マネージャー
		榊原 紀孝	九州電力株式会社 地域共生本部 環境管理グループ長
学校		○ 荒瀬 尚三	元市立小学校校長 ※福岡市立飯原小学校 校長(～平成27年3月)
福岡市		池田 篤美	環境局環境政策部長
		久保田 和広	市民局コミュニティ推進部公民館調整課長
		吉田 正樹	教育委員会指導部学校指導課長(教育課程等、初等教育担当)
		西園 佳澄	教育委員会教育支援部生涯学習課長

(◎:会長 ○:副会長,平成27年8月末現在)

(前委員)

小林 保彦 市民局コミュニティ推進部公民館調整課長
 中村 浩三 教育委員会指導部学校指導課長(教育課程等、初等教育担当)
 馬場 伸一 教育委員会教育支援部生涯学習課長